

## 議案第 7 6 号

長与町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び長与町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

上記議案を提出します。

令和 7 年 1 月 2 日

長与町長 吉 田 慎 一

### 提案理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成 26 年内閣府令第 39 号）及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 63 号）の一部改正に準拠し、所要の改正を行うもの。

長与町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び長与町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(長与町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 長与町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第31号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項第1号中「この号及び次号において」を削る。

第25条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては認定こども園法第27条の2第1号各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）」に改める。

(長与町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 長与町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第33号）の一部を次のように改正する。

第12条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。